

## 会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集

企業会計審議会は、平成30年7月5日、「監査上の主要な検討事項」の導入等に関する監査基準の改訂を行った。

また、企業会計審議会は、令和元年9月3日、監査報告書における意見の根拠の記載等に関する監査基準の改訂を行った。

本省令案は、これらを受け、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を行うものである。

### 意見募集要領

#### 1 意見募集期間

令和元年10月31日（木）～令和元年11月29日（金）

#### 2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール、郵送又はファクシミリ  
のいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見か（例えば「第2の①について」など）を必ず明示するようにしてください。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記していただきますようお願いいたします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

#### 3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji216@i.moj.go.jp

#### 4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5894）